

新潟市公告第162号

総合評価方式一般競争入札共通公告（単体・特定共同企業体共通）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき、建設工事の総合評価方式一般競争入札について必要な事項を次のように公告する。

本公告は、入札に参加するための基本的な要件を表記したもので、個々の工事概要及び入札参加資格要件、並びにこの公告によらない特別の事由については、別に公告する個別公告に記載する。

なお、この共通公告は、平成26年4月1日以降に公告する総合評価方式一般競争入札から適用する。

平成26年4月1日

新潟市長 篠田 昭

1 入札に付する事項

(1) 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。

(2) 入札を無効とする場合に関する事項

新潟市契約規則第17条の規定に該当する場合はその入札は無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。

(3) 入札を中止する場合に関する事項

新潟市契約規則第19条の規定に該当する場合のほか、対象工事の入札参加資格者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがあります。

(4) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあるときの措置

談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。

2 入札参加資格の要件

(1) 配置技術者（特定共同企業体の場合は、それぞれの構成員が対象。）

本工事を施工しうる主任技術者又は監理技術者を配置できるもの

ア 主任技術者を配置する場合は、技術検定合格証明書等の写し、ただし、実務経験で主任技術者となる場合（特定共同企業体の場合を除く。）には、実務経験を確認できる任意の経歴書（最終学歴及び経験内容等を記載）を提出してください。

イ 監理技術者を配置する必要がある場合は、監理技術者証の写し（両面）、及び監理技術者講習修了証の写しを（特定共同企業体の場合は、代表1社のみ）提出してください。

(2) 共通事項

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないもの
- イ 新潟市建設工事一般競争入札実施要綱第3条第1項第5号に定める受注回数制限に該当しないもの
- ウ 公告日から開札日までの期間中に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないもの
- エ 次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当しないもの
 - （ア） 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ） 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ） 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの
 - （エ） 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - （オ） 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - （カ） 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - （キ） その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(3) 特定共同企業体の場合の条件

- ア 代表者は、構成員のうち施工能力等に照らし円滑な共同施工を確保する上で中心的な役割を担うことができる者とし、出資比率は最大とします。
- イ 最小出資比率は「入札公告」のとおりとします。（ただし整数値に限ります。）
- ウ 構成員は、当該工事において他の特定共同企業体の構成員になることはできません。

3 入札の参加手続き

(1) 入札参加申請

入札参加申請書は、電子入札システムにより提出してください。

なお、入札参加申請者名は落札候補者決定まで公表しません。

(2) 入札参加申請期限及び受付時間

「入札公告」の公表日から申請申込締切日まで。

電子入札システム受付時間内（新潟市電子入札運用基準によります。）

(3) 設計図書及び図面

購入していただきます（設計図書等のダウンロード可能な添付ファイルがある場合は、これを除いたものとします。）。

入札参加申請締切後に市が指定のコピー業者に依頼して、印刷・配送します（特定共同企業体の場合は、代表者に配送します。）。

入札参加申請者は、コピー業者からの請求に基づき、印刷費及び配送料を支払ってくだ

さい（代金を振込む場合の手数料は、入札参加申請者の負担でお願いします。）。

(4) 入札参加資格審査書類

開札後、予定価格と最低制限価格を設定している場合は最低制限価格の範囲内で「4 総合評価に関する事項」のとおり、価格と価格以外の技術的要素を総合的に判断し、落札候補者を決定し、入札参加資格の審査を行います。

なお、価格以外の技術的要素の評価（以下「技術評価」という。）は、新潟市建設工事総合評価方式試行要領第7条に規定する技術資料等（以下「技術資料」という。）で判断します。（各案件に必要な技術資料については個別説明書で示します。）

このため、入札参加申請者は、開札日までに新潟市建設工事一般競争入札実施要綱に掲げる入札参加資格審査書類等を準備してください。

ア 入札参加資格審査書類の提出について（別記様式第5号）

イ 施工実績調書（別記様式第3号）

ウ 配置予定技術者調書（別記様式第4号）

エ 経営事項審査結果通知書の写し

オ 誓約書（別記様式第7号）

カ その他別に指定する書類

なお、入札参加申請者が特定共同企業体の場合は、次の入札参加資格審査書類の準備もお願いします。

キ 特定共同企業体協定書

ク その他別に指定する書類

落札候補者となった入札参加申請者は、総合評価点の公開日の翌日までに上記の入札参加資格審査書類等を持参により、提出してください。

<入札参加資格審査書類についての補足説明>

ア 施工実績調書（別記様式第3号）

「入札公告」の「実績要件」で示した施工実績については、公告日以前に竣工した工事のうち、竣工年月日の新しいもの1件以上を記入し、別表1に掲げる書類を添付してください。

イ 経営事項審査結果通知書の写し

最新のを添付してください。

※経営事項審査結果通知書には有効期限があります。有効期限切れの場合は入札を失格とし、入札参加資格登録も無効になります。

ウ 特定共同企業体の場合は、特定共同企業体協定書

特定共同企業体協定書は、代表者を含む構成員より1部多く提出してください。

特定共同企業体の存続期間は、この工事の竣工予定日から半年後までとしてください。

特定共同企業体の名称はできるだけ簡略化し、かつ、「特定共同企業体」の文字を用いてください。

(5) 質疑書の提出について

現場説明会は原則として開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、質疑書を提出してください（開催する場合は、「入札公告」にその旨を記載します。）。

- ア 提出方法 電子入札システムの説明要求機能の中から、入札説明書・案件内容を選択して入力・提出してください。
- イ 提出期限 「入札公告」のとおり。
- ウ その他 電話・FAXでの受付は一切しません。
回答は提出期限後、3日以内に電子入札システムの回答欄に提示します。

(6) 入札時の注意事項

- ア 入札の方法 電子入札システムによります。
- イ 開札予定日時 「入札公告」によります。
- ウ 電子入札締切日時までに、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を電子入札添付ファイル(1MB以内)か郵送(書留等)で提出してください(持参は不可)。内訳書の作成については、下記の点に留意してください。

- ①内訳書の金額が入札書と一致すること
- ②値引きは、工事価格の端数処理(10万円未満)であること
- ③内訳書の内容は、市の設計書と同じ項目を網羅してあること(積算の都合上、市の設計書と金額の記載場所が異なっても可とします)

※電子入札添付ファイルで提出する場合は、1MB(ワード、エクセル、PDFのいずれかとし、圧縮する場合はLZH形式又はZIP形式のいずれかのみとします)以内で、電子入札と同時に送付する必要があります。

※郵送で提出する場合は、その旨(工事番号、工事名、入札参加業者名、郵送する旨、書留等の方法、発送年月日)を記載したテキストファイルを電子入札に添付して送付してください。また、郵送方法は書留などの配達記録が残るものとし、封筒の表には「〇年〇月〇日開札 〇〇第〇号 〇〇工事 工事費内訳書 在中」と開札日、工事番号、工事名、工事費内訳書が分かるように記載してください。

※以上の要件に違反した場合は、入札を無効とし、失格となりますので、ご注意ください。

エ 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札候補者の入札価格とするので、入札参加申請者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

オ 最低制限価格を設けたときは、最低制限価格未満の入札者は再度入札に参加できません。

(7) 技術資料の提出

入札参加申請者は入札に際し、技術資料を以下のとおり提出してください。

ア 提出方法

提出資料や提出先などは、「入札公告」の「総合評価方式個別説明書」(以下「個別説明書」という。)によります。

4 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

評価項目は「入札公告」の「個別説明書」によります。

(2) 総合評価の方法

ア 総合評価点の算定方法

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準（以下「算定基準」という。）によります。

5 落札者の決定方法

落札者は、以下の手順により決定します。

(1) 総合評価に関する結果の公開

総合評価の結果を以下のとおり公開します。落札候補者は、公開日の翌日までに「3(4) 入札参加資格要件審査等書類」及び「入札公告」の「個別説明書」に示す「技術評価を行う資料」を持参により提出してください。

ア 公開する事項

- ・ 入札参加者名
- ・ 各入札参加者の入札金額
- ・ 各入札参加者の価格評価点
- ・ 各入札参加者の技術評価点
- ・ 各入札参加者の総合評価点

イ 公開予定期日及び公開場所 「入札公告」の「個別説明書」によります。

(2) 疑義の照会について

入札参加者は、(1) 総合評価に関する結果の公開について、疑義がある場合は、下記により疑義照会書を提出してください。

ア 提出方法 疑義の内容を記して「入札公告」の「個別説明書」に示すメールアドレスまでメールで提出してください。

イ 提出期限 「入札公告」の「個別説明書」のとおり。

ウ その他 電話・FAXでの受付は一切しません。

回答は提出期限後、3日以内に当該照会者にお知らせします。

(3) 落札者の決定

総合評価点が最も高く、入札参加資格を有する場合は、落札者として決定し、入札参加資格審査結果通知書（別記様式第6号）により通知するとともに、速やかに公表します。

（総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。）

ただし、個別公告で疑義申立てができる案件については、開札後、入札参加者に予定価格を通知し、当該疑義申立期間中に疑義申立てがない場合、または疑義申立てがあっても入札を続行する場合に、落札候補者を決定します。

技術審査の結果、証拠書類の不備等により総合評価点の変動して落札候補者でなくなった場合や、落札候補者が入札参加資格を有していない場合、及び当該落札候補者が落札者の決定までの間に指名停止を受けた場合、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩

序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當である場合は、総合評価の次順位者を新たな落札候補者として審査し、落札者が決定するまで順次実施していきます。

なお、落札候補者が、証拠書類の不備等により総合評価点の変動して落札候補者でなくなったとき、当該落札候補者に対し、その旨通知します。

また、入札参加資格を有していないと認めるとき、又は契約を締結することが不適當であると認めるときは、当該落札候補者に対し、入札参加資格審査結果通知書(別記様式第6号)により理由を附して、その旨を通知します。併せて、所定の期間内にその理由について説明を求めることができる旨も通知します。

(4) 落札者決定から契約締結までの取扱い

新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年新潟市条例第3号)第2条の規定に該当する契約については、議会の議決後に契約します。

落札者決定から契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、当該落札決定を取り消します。また、予定価格の高い重要な契約で仮契約を締結した案件については、議決日までの間に指名停止を受けた場合は、当該本契約を締結しないものとします。

なお、対象者に対しては、その旨を通知します。

6 技術提案等の担保

施工において、受注者の責により技術資料の内容が満足できなかった場合は以下の措置を実施しますので、充分ご注意ください。

(1) 評価項目の内容に著しい差異があるときは、工事請負契約約款第45条の規定による契約解除を行うことがあります。

(2) 工事成績評価においてマイナス評価とします。

7 工事成績評価の減点

算定基準によります。

別表 1

(入札参加資格審査に係る添付書類)

施工実績調書添付書類

I 公共発注機関の場合 (CORINS 登録工事含む)			
新潟市発注 (I 及び II)	I	CORINS 又は, 設計図書及び図面等により当該案件の実績が確認できるもの	
	II	検査合格通知書の写し	
他機関の発注 (ア又はイ)	ア	発注機関が発行した「工事实績証明書」(写しでも可。ただし公告日から1年以内に発行されたものに限る。)(新潟市発注工事を除く)	
	イ ① ~③ すべて	①	財) 日本建設情報センターが発行する CORINS の竣工時カルテ受領書
		②	工時データの写し
③		査合格通知書の写し	
II 公共発注機関以外の場合 (現在は, 建築一式工事に限り認めています)			
建築工事 (ウ~オすべて。)	ウ	建築確認申請の写し及び検査済み証の写し	
	エ	不動産建物登記の写し	
	オ	一括下請けがなかったことを証明する書類	
			契約書に一括下請禁止事項があれば契約書の写し
	契約書に一括下請禁止事項がなければ, 一括下請けを許可しなかったことを証明する建築主(発注者)の証明書		

その他, 工事規模, 工種などが特別な場合はその都度定める。